

**教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録**

開会日	平成 30 年 12 月 12 日 (水) 午前 10 時 00 分
閉会日	平成 30 年 12 月 12 日 (水) 午後 3 時 50 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第7・8会議室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 林 みすず 委 員 伊藤祐司 大島令子 加藤和男 佐野尚人
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 課長補佐(財政担当) 嗟峨 剛 課長補佐(管財担当) 水草 純 福祉部長 中西直起 次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 次長(福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当) 中野智夫 福祉課長 若杉雅弥 課長補佐(福祉協働、福祉担当) 遠藤健一 福祉係長 山田菜美 長寿課長 出口史朗 課長補佐(いきいき長寿担当) 粕谷庸介 課長補佐(介護保険、地域支援担当) 井上隆雄 介護保険係長 青山祐司 子育て支援課長 門前 健 主幹(施設担当) 山田直樹 課長補佐(保育、子ども未来担当) 西本 拓 課長補佐(子ども家庭担当) 岡藤彰彦 保育係長 武田憲明 施設係長 岩崎大輔 保険医療課長 斉場三枝 課長補佐 名久井洋一 国民年金係長 下菌のぞみ 医療係長 野田 聡 みどりの推進課長 磯村和慶 主幹 加藤 明 課長補佐 水野広道 農政係長 鈴木洋輔 計 28 名
職務のため出席した者の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 福岡隆也 主任 飯田純子
会議録	別紙のとおり



別紙

委員長 開会宣言  
議長 あいさつ  
市長 あいさつ

## 議案審査

### 議案第 62 号 平成 30 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

保険医療課長 議案第 62 号について説明

林委員 医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金の額が決定したことで約 3,000 万円減額されているが、減額となった要因は何か。

課長補佐 当初予算には平成 29 年 11 月に愛知県が算定した仮算定額を計上しており、平成 30 年 1 月に最終決定した本算定額を今回の補正予算で計上している。平成 29 年度の医療費が平成 28 年度よりも低かったため、医療費水準が約 3,000 万円減額されている。所得水準に変更はない。

大島委員 所得水準についての説明を求める。

課長補佐 本市の国保加入者の所得総額を愛知県の国保加入者の所得総額で割ったものである。

大島委員 本市の県内での位置はどのようなか。

課長補佐 平成 30 年度国保事業費納付金の所得水準は第 2 位である。

林委員 償還金は療養給付費等の 32 パーセントで間違いないか。

課長補佐 そのとおりである。

大島委員 今年度の一般会計からの法定外繰入金は約 2 億 9,000 万円であるが、来年度の予測はどのようなか。

課長補佐 平成 30 年度の税率改正や、平成 31 年 1 月に愛知県から提示される来年度の納付金の額を考慮して決めるため、現時点では分からない。

大島委員 今回の補正予算の状況を踏まえて、どの程度の上昇になるのか見解はどのようなか。

課長補佐 今回の補正予算で医療費が約 3,900 万円上昇していることが、一般会計からの法定外繰入金や納付金の額にも反映されると考える。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 64 号 平成 30 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

保険医療課長 大島委員 議案第 64 号について説明  
愛知県後期高齢者医療広域連合への職員の派遣状況はどのようか。

保険医療課長 医療係長 本市から 1 人派遣している。  
これまでは 6 年間の中で 2 年のサイクルで派遣していたが、今後 9 年間で 3 年のサイクルで派遣する予定である。

林委員 標準システム及び市内 LAN にかかる機器更新が 5 年に 1 度である理由は何か。

医療係長 一般的に IT 機器の更新が 5 年に 1 度であるためである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 73 号 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 議案第 73 号について説明

林委員 受給者のメリットは、児童扶養手当の支払回数が細分化されること以外にあるか。

課長補佐 児童扶養手当の支払回数が増えることに伴い、所得制限適用期間を変更するものであるため、母子・父子家庭医療費の支給には特に影響はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 63 号 平成 30 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**

長寿課長 議案第 63 号について説明

大島委員 地域密着型介護サービス給付費が 5,000 万円減額されている理由は何か。

長寿課長 平成 28 年 4 月 1 日から定員 18 人以下の小規模通所介護は地域密着型介護サービスへ移行している。減額の理由は、制度移行時点では 9 事業所あった地域密着型通所介護の事業所が 4 事業所に減少したためである。他サービスへ切り替えた事業所もあるが、地域密着型介護サービスは市民しか利用できないため、年々利用者が減少したことで、経営が厳しくなり廃止した事業所もいる。

大島委員 施設介護サービス給付費が 5,000 万円増額されているが、介護老人保健施設「葵の園・長久手」の開所当時と現在の市内利用者数はどのようなか。

長寿課長 開所当時は約 15 人、平成 30 年 4 月時点は約 19 人と把握している。

大島委員 施設介護サービス給付費 5,000 万円はいくつの施設を想定しているのか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

施設数では想定していない。介護老人保健施設の利用者を当初予算では 57 人見込んでいたが、平成 30 年 4 月時点で 67 人であり、見込み数より 10 人多い結果であった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 72 号 長久手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

長寿課長 議案第 72 号について説明

大島委員 第 3 条第 2 項に「適切な保健医療サービス及び福祉サービス」や「多様な事業者」という表現があるが、これまでに何か問題があったのか。

長寿課長 問題があったわけではない。

介護保険係長 例えば、指定居宅介護支援事業所の法人が、介護保険サービス事業所等さまざまな事業所を持っている場合、自己のサービスばかり提供するのではなく、利用者のことを考え、サービスの選択肢を公平に説明した上で計画を立てなければならないという趣旨である。

大島委員 これまで地域包括支援センターや市役所で苦情を受けたことはあるか。

介護保険係長 市役所で苦情を受けたことはない。

林委員 第 1 条に記載されている「基準該当居宅介護支援」とは何か。

長寿課長 通常の居宅介護支援よりも基準が緩和されたものである。山間地等だと指定基準を満たすことが難しいため、市町村の条例において人員や設備等の基準を緩和することができる。

林委員 指定居宅介護支援等の事業を行うにあたり、法人格は必要か。

長寿課長 確認して後ほど回答する。

佐野委員 条例を遵守しているかは、どこがチェックするのか。  
介護保険係長 平成 30 年 4 月より愛知県から各市町に権限移譲されたため、市  
が実地指導等によって基準や運営の確認をしている。  
佐野委員 実地指導のマニュアルはあるのか。  
介護保険係長 日進市、東郷町、豊明市、みよし市、長久手市で構成する尾三  
地区連携の中で協議し、チェックリストを作成した。  
佐野委員 実地指導は 1 事業所に対してどれくらいの間隔で行うのか。  
介護保険係長 指定期間の 5 年間の中で 1 回は実施したいと考える。今年度は  
2 事業所を実施する予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

<午前 10 時 55 分 休憩>

<午前 11 時 05 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。  
長寿課長から、発言したい旨申出があったので発言を許可する。  
長寿課長 議案第 72 号で林委員から質問のあった件について、指定居宅介  
護支援等の事業を行うにあたり、法人格は必要である。  
また、佐野委員からの質問に対する答弁で、居宅介護支援の指  
定期間を 5 年と発言したが 6 年の誤りである。

**議案第 74 号 長久手市福祉の家温泉交流施設及び長久手市田園バレー交流施  
設の指定管理者の指定について**

長寿課長 議案第 74 号について説明  
大島委員 歩行浴室は今後も指定管理料 550 万円を支払っていくのか。  
長寿課長 今後も同じ予定である。

大島委員 指定管理エリア内に健康増進事業の事務所があり、決算では市からの委託料が売り上げとして計上されている。いきいきライフ推進事業等の実施場所は、指定管理エリア外である。指定管理エリア内に委託事業の事務所があることは問題ないのか。

長寿課長 問題ない。

大島委員 決算に市からの委託料が売り上げとして計上されていることも問題ないということでよいか。

長寿課長 そのとおりである。

佐野委員 株式会社長久手温泉の内部留保は現在いくらあり、平成 26 年度に入湯税を廃止した以降の推移はどのようなか。

長寿課長 把握していない。

委員長 速やかに回答を求める。

大島委員 来年度消費税が 10 パーセントに増税されるが、増税分は消費者に転嫁するのか、生産者に転嫁するのか。あぐりん村の販売手数料も上がるのか。

みどりの推進課長

消費税が 8 パーセントに引き上げられたときは、手数料は据え置きであった。会社の経営状況や田園バレー事業の拠点施設であること等を考慮し、バランスを取りながら今後判断していくことを確認している。

大島委員 さつき亭はあぐりん村の野菜を使用しているのか。

長寿課長 一定量の野菜の確保が困難であるため使用していない。今後連携していけるよう検討したい。

林委員 福祉の家の大規模改修は平成 31 年度予算にどのように反映されるのか。

長寿課長 平成 31 年度予算に関しては、平成 31 年第 1 回定例会で説明する。

福祉部長 福祉部と建設部とで協力して、福祉の家全体の再整備をどう進めていくかの基本計画を現在まとめており、4 年間の指定管理の中でこういった形で再整備を行うと最も効率がよいか考えている。財政状況も厳しく、どこまで再整備の中で工事ができるか、一気に進めるのか平準化して財政上の負担を少なくするのか等、全体の計画が必要である。2、3年後の状況を見通しながら順次計画を立て、しかるべき時にしかるべき説明をしたい。

佐野委員 どうやって財源を確保するかが大事である。利用料金制の管理

経費も財源として考えているのか。

長寿課長  
大島委員

財源は修繕引当金として積み立てている。

現在、市が大きな設備を修繕し、細かい機器は会社が修繕している。大規模改修後のことは、市が考えていくのか。

長寿課長

建物の駆体は市の所有であるため市が考え、それ以外は会社が考えていくことになると思う。

林委員

公募しないメリットとして、市が60パーセント出資しているため行政と密着した施策ができることがあるが、この指定管理期間で十分に反映された行政施策は何かあるか。

長寿課長

介護予防事業やいきいきライフ推進事業の実施、あったかあどデーや入浴料の値下げ等市民に還元してきた。また、福祉の家の維持管理に関する費用として一部負担していただいている。

佐野委員

指定管理者選定委員会で、温泉交流施設と田園バレー交流施設を分割して指定管理してもいいのではないかと指摘があった。議会でも指摘してきた点であるが、どう考えているか。この4年間でどのような検討をしてきたのか。健康増進事業に関しては経験のない株式会社長久手温泉に委託する必要は全くなく、あえて株式会社長久手温泉に市が付加価値を与えているように感じる。

長寿課長

分割して指定管理する検討はしてこなかった。一括で指定管理をするメリットは経理面と職員面の2つある。1つ目の経理に関するメリットは、別々の会社であると経理も別々になり、コストが余分にかかってしまうが、経理を1か所で行うことで一体的に集客計画を立てることができ、集客面、運営面、経営面でさまざまなリスクを回避できることである。2つ目の職員に関するメリットは、管理部門が1か所であると、人の融通が利くため、繁忙期に職員を臨機応変に対応することができることである。一括で指定管理することのメリットは大きいと考える。

佐野委員

今答弁されたメリットはこれまでも説明があった話である。それぞれの専門分野に任せたほうが売り上げは伸びるのではないか。また、職員に関するメリットは市には関係ないことである。分割して公募し、専門性が高まる方が市にとってはメリットではないか。指定管理者選定委員会で指摘のあった、近隣の産直施設の運営についても市は見当違いの答弁をしている。調査研究していないことで、市が可能性をつぶしている。大規模改修の費用を賄う可能性すらつぶしているのではないか。4年間でどういう研究を

してきたのか。

福祉部長

現在は温泉事業部が黒字、アグリ事業部が課題を抱えている状況であるが、4年程前は温泉事業部が赤字続きで、アグリ事業部が好調であった。近隣の温浴施設や大規模商業施設の影響を敏感に受ける事業であるため、経理面や人事面が一体となっていることは強みである。

また、株式会社長久手温泉は設立後16年経っており、経験やノウハウを蓄積している。今夏には株式会社長久手温泉の職員と市役所長寿課の職員とで県外の温泉施設を視察し、市民やお客様の要求に応える温泉施設にしていくことができるよう研究を続けている。今後、市としては健康増進事業の展開を拡大していきたいと考えているが、温泉、産直、健康増進の3つの事業を一括で行っている施設は全国的にもユニークな業態である。分割して指定管理をすると強みやノウハウを生かすことができない。三位一体となって3つの事業を全面的に展開することで、市民の要望や要求に応えていける施策になると確信している。

佐野委員

健康増進事業をノウハウもない株式会社長久手温泉に委託するメリットはあるのか。指定管理者選定委員会でも指摘があったが、立地的に施設が近接しているため同じ業者が一体的にやらなくても交流は自然に生まれる。例えば今後近隣に産直施設ができた場合、優位性を確保するため専門性は必要ではないのか。

福祉部長

健康増進事業をしていく上で、健康推進課を設置、中心となる職員を研修で育成、東郷町施設サービス株式会社と協力して事業を行う等、会社側で専門性を身につける努力をしている。市としても協力、指導していきたい。

佐野委員

同じ業者が一体的にやらなくても、連携できるのではないのか。畑違いの会社に一括で指定管理する理由は何か。

福祉部長

もともと市が公共施設として温浴施設を設置したのは、市民の健康増進が目的である。現在では株式会社長久手温泉の事業目的の延長線上で、日頃から介護予防や健康寿命の延伸等の健康事業を展開しており、今後も拡大していく。畑違いではないと考える。

大島委員

健康増進事業の委託料はどこから支出するのか。

課長補佐（介護保険、地域支援担当）

介護保険特別会計から支出している。

大島委員

指定管理者選定委員会での採点は86.04点と高いため評価して

いる。言い訳のような答弁が聞きたいわけではなく、客観的に説明してほしい。指定管理者選定委員会の中での、分割して指定管理した方がいいのではないかという委員の意見をどう受け止めたのか。

福祉部長 4年前の指定管理者選定委員会の採点は76点であり、今回86.4点と約10点高くなったのは、厳しい社会状況の中で非常に努力し、検討した結果であると考えている。指定管理者を分割で指定することは選択肢としてはありえるが、温泉、産直、健康増進の3つの事業を一括で行ってきたことで今日の株式会社長久手温泉があり、指定管理者選定委員会でも評価されたという結果がある。今後も引き続き同じ方向性で進めていきたい。

委員長 内部留保の額について、回答できるか。

福祉部長 次期繰越利益が内部留保に相当すると思うが、平成29年度にあたる第16期の事業報告では約1億9,077万円である。また、平成26年度以降の第13期から第16期までの次期繰越利益の総合計は約7,924万円である。主に大規模修繕の費用に備えたものである。

<午前11時53分 休憩>

<午後1時05分 再開>

佐野委員 内部留保にあたる額は、貸借対照表の繰越利益剰余金1億9,297万1,127円でよいか。また、入湯税を廃止した平成26年度以降の内部留保の総合計は7,924万円であらうか。温泉事業部分の内部留保はどのようか。

福祉部長 貸借対照表の繰越利益剰余金1億9,297万1,127円が内部留保にあたる。温泉事業部分の内部留保の額は非公表情報であり、この場で回答するのは適切ではないため、別の場で回答したい。

佐野委員 金額の確認をもう一度したい。

長寿課長 内部留保にあたる額が1億9,077万1,127円、平成26年度以降の内部留保の合計額は7,924万円である。

佐野委員 部長の答弁と違うが差額は何か。貸借対照表のどこに該当するか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

部長が答弁した繰越利益剰余金1億9,297万1,127円から利益準備金と株主配当金を抜いた額が1億9,077万1,127円である。

佐野委員 内部留保にあたる額は、繰越利益剰余金から利益準備金と株主配当金を引いた額ということでよいか。

課長補佐（いきいき長寿担当）

そのとおりである。

佐野委員 入湯税は本市に年間 5,500 万円から 5,600 万円程度歳入として入っていたという答弁が以前にあったが、入湯税を廃止しなければ単純に計算して 2 億 2,000 万円が市の歳入となっていたはずである。平成 26 年度以降の内部留保が 7,924 万円であるが、入湯税廃止分を考えると 4 年間で約 1 億 4,000 万円の赤字と理解していないのではないか。この部分を明らかにしたいため、温泉事業部分の内部留保を確認したい。把握していないことは非常に問題である。実質的な赤字に関してどう考えているのか。

長寿課長 入湯税を納めていたら現状も赤字であったと思うが、入湯税の廃止に関しては 4 年前の議会で認めていただいているため、理解いただきたい。

佐野委員 4 年前の会議録を確認してもらおうと分かると思うが、今後入湯税を徴収しないから黒字になるという解釈では困るという話であった。入湯税を廃止して黒字になったという説明では納得できない。4 年間どういった指導、検証をしてきたのか。行政の不作为ではないか。

長寿課長 株式会社長久手温泉とは月 1 回以上打合せをしている。平成 26 年度はあったかあどデーを設け、平成 27 年度にはチェスティーノを神戸珈琲倶楽部にリニューアルして黒字化している。また、健康増進に関しても、東郷町施設サービス株式会社と業務提携して事業展開している。

佐野委員 健康増進事業は別に委託料を払っている。委託料の中で利益が出た場合は、繰越利益剰余金に入るのか。

長寿課長 そのとおりである。

佐野委員 利用料金制の中での事業であればよいが、さらに委託料を払い新たな付加価値まで与えるとなると、その妥当性まで検証しなければならない。4 年前も同じ議論があったにも関わらず、答弁できないのは不作为、不誠実である。仕事も付加価値も与えて、内部留保も市から上乘せしている状況が生まれることは問題ではないか。委託するとき何も考えなかったのか。

福祉部長 健康増進事業のいきいきライフ推進事業やいきいきライフパー

ティ等を委託しているが、委託料を拡大していくことは考えていない。

入湯税を廃止した経緯は、入湯税は本来宿泊を伴う温泉施設にかかるものであり、本市のような日帰り温泉に入湯税がかかることは例外であったためである。平成14年度以降、入湯税は約7億5,000万円の納入があり、温泉施設に投資した一定の金額まで到達したため、廃止することが適切であると判断した。

福祉部内で株式会社長久手温泉の経営状況を検証した結果、平成26年度からは黒字を計上しており、経営状況も順調であるため、努力、健闘していると判断した。4年間の指定管理で市が指定管理エリアに対して支払った光熱水費、施設管理費、定期修繕等は約4億2,000万円であり、その内約3億8,000万円弱は株式会社長久手温泉から市に納入されている。市が4年間温泉施設の維持のために支払った額はわずか約4,500万円であり、指定管理のメリットが大きく現れていると考える。市直営や民間の運営ではこのような結果にはならなかった。財政負担が軽減され、黒字も計上しており、公共施設の管理、市の健康推進事業の展開にあわせた事業として上手くいっていると認識している。

佐野委員 入湯税廃止分の内部留保を黒字と考えてもらっては困る。4年間で他の選択肢は検討しなかったのか。4年前、経営陣は平成14年度から変わっていないため新しい風を入れる必要がないかという質疑があったが、市としてどのような検討をしたか。

長寿課長 福祉部長 支配人は平成14年度から変わっていない。

株式会社長久手温泉は市から独立している会社であるため、人事に関して市は関与しない。大企業ではないため人事が固定化している状況はあるが、さまざまな事業に取り組み、社会状況に適応した経営ができるよう努力していると認識している。

大島委員 9月の会派説明では、「福祉の家再整備の考え方及び関連施設の指定管理について」という資料に基づき説明を受けたが、この資料は10月3日の指定管理者選定委員会でも配付したのか。

長寿課長 大島委員 配付していない。

会派説明時の資料からは、福祉の家2階の福祉エリアの貸室機能を転換して健康増進機能を強化すると読み取れるが、福祉エリアの中に集会室も含まれるのか。

長寿課長 集会室も含まれる。どの部屋を利用して健康増進事業をやって

いくかは未定である。

大島委員 市全体で貸室は不足しており、一定の利用者もいるため安易に拡大してほしくない。今後4年間の指定管理を考える中で、なぜ指定管理者選定委員会で市の福祉の家再整備の考え方に関する資料を配付しなかったのか。

次長（福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当）

議員への報告という趣旨で作成した資料であるため、指定管理者選定委員会では配付していない。福祉の家の貸室は、集会室、会議室、研修室、機能訓練回復室、教養娯楽室があり、現在も介護保険の事業で利用することもある。今後は貸室機能を残しつつ、株式会社長久手温泉の意向や市民の健康増進事業等の現状を見ながら検証して決めていく。現時点では全ての貸室を無くすのではなく、一定の機能を残しながら共存することも考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

佐野委員 前々回は指定期間3年として経緯を見守ってきた。前回は入湯税廃止の決定があり、委員会で否決、本会議でも7人が反対した。議会としても厳しく質疑をしながら臨んできた案件である。前回も多くの議員から、今後の経営に注視していきたい、改善できる部分は改善していただきたいと討論があったが、今委員会での答弁は従前と変わらないものであり、結果として入湯税廃止により得られる利益が内部留保されておらず、実質的には約1億4,000万円の赤字と解釈できる経営状況である。今委員会でもさまざまな指摘があったが、指定管理を分散することや公募するといった可能性を今後展開していただきたいため、反対の意思を示す。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成少数により、否決

<午後1時43分 休憩>

<午後1時50分 再開>

**議案第75号 長久手市福祉の家デイサービスセンターの指定管理者の指定について**

長寿課長 議案第75号について説明

加藤委員 指定管理期間が1年間の理由は何か。

長寿課長 市内全体の民間の高齢者向けデイサービスの定員が利用者数を上回っており、市があえてデイサービス事業を運営していく必要はないと判断した。利用者が次のサービスへ移行する期間を確保するために指定管理期間を平成31年度末までとした。

加藤委員 現在利用されている方は、さまざまなデイサービスがある中でデイサービスセンターさつきを選んだと思うが、他へ移りたくないという意見はないか。

介護保険係長 利用者へは平成30年度中に事業所がなくなることを説明し、平成31年度の早い段階で社会福祉協議会から利用者や家族に相談した上で、プランを作成するケアマネジャーにも相談し、時間をかけて本人に合ったサービスに繋げていきたいと考えている。

加藤委員 受入れ体制はどのようなか。

介護保険係長 市内のデイサービスセンターの平均利用率が66パーセントであり、受入れ体制に問題ない。

大島委員 指定管理者選定委員会の中で、社会福祉協議会のデイサービスが民業圧迫になるという発言があったが、意味が分からない。どういうことか。

課長補佐 介護保険制度が始まった頃は、デイサービス事業を提供できる事業所がほとんどなかったため、市で提供していくことになった。しかし現在は市内に事業所がたくさんあり、定員が利用者を上回っている状況であることから、市の事業として続けるのではなく、民間の事業所に任せるべきと判断した。

大島委員 このデイサービスセンターは、今後どのような障がい者施策として利用されるのか。

介護保険係長 現在、基準該当サービスとして高齢者向けのデイサービスの空きの定員分を利用して障がい者向けのサービスを提供しており、

また土曜日だけ日中一時支援事業として特殊浴槽の利用をしている。市内で特殊浴槽が利用できる事業所はほとんどないため、障がい者向けのサービスは継続していく必要があると判断した。

大島委員　社会福祉協議会のデイサービスは民間では困難すぎて受け入れられない方を受け入れているため、継続してほしい。定員 18 人で利用率 80 パーセントであるのは、利用者が選んだ結果である。利用者の目線で考えてほしい。なぜ N P O 法人百千鳥が指定管理者となっている福祉の家障がい者福祉施設の指定管理の終了時期と合わせたのか。

課長補佐　高齢者向けのデイサービスは市として運営していく必要はなくなったが、障がい者向けのデイサービスは需要が高いため継続していく必要があると考えている。隣接する障がい者福祉施設の指定管理期間の終了時期と合わせることで、平成 32 年度以降にデイサービスのエリアも含めて障がい者向けのサービスを提供していくことができないか、現在障がい者自立支援協議会で検討している。

大島委員　N P O 法人百千鳥の指定管理の終了時期と合わせることで、平成 32 年度以降の障がい者向けのサービスも百千鳥が提供していくと想定できる答弁であった。経営者が変わることで介護者は変わる。人を物のように移動させるのは納得いかない。

課長補佐　平成 32 年度以降に新たに再編する障がい者向けのサービスの指定管理者は未定である。また、現時点で高齢者向けのデイサービスの中で困難な事例はないと確認している。

佐野委員　平成 32 年度以降に指定管理エリアが広がることによる福祉作業所の更なるブラッシュアップに期待したい。日中一時支援のサービス提供は続けていくということであるが、新しい指定管理者が行うのか、社会福祉協議会が継続していくのか。

次長（福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当）

今回の指定管理の中に日中一時支援が含まれている。平成 32 年度以降は障がい分野の福祉サービスが必要かどうか現在協議している段階である。日中一時支援の必要性は今後もあると考えるが、社会福祉協議会が継続して行うかは未定である。

大島委員　民間のデイサービス利用率が 66 パーセントと低いのは、サービス提供事業者側の問題ではないか。利用者は選ぶ側である。デイサービスセンターさつきには正規職員 2 人、臨時的任用職員 15 人

が勤務しているが、今後の勤務先はどうなるのか。

次長（福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当）

社会福祉協議会ではCSW（コミュニティソーシャルワーカー）や生活困窮等さまざまな事業を請け負っているため、本人の働きたいという意向があれば、受け入れを考えていただきたいと話している。臨時的任用職員の介護職の方に関しては、介護保険の事業からは撤退するが、障害福祉の分野を中心にサービス展開は続けていくため、本人の意向があれば新しい事業者と話していきたいと考えている。

大島委員 指定管理者選定委員会の中で、ある資料の提出がないとあるが、どのような資料だったのか。

介護保険係長 社会福祉協議会が作成した自己評価の資料である。前回の指定は公募であり、資料の提出は必須ではないため提出しなかった。なお、参考のために市から社会福祉協議会へ平成29年度分の自己評価の提出を依頼し、内容を確認した。5項目中全てA評価「優れた管理を行っている」であり、適正に運営されていると評価した。

大島委員 社会福祉協議会は行政ができないサービスを現場で行ってくれている。自己評価もAであり運営に問題はないのに、市が閉鎖することが疑問である。誰から提案があってこのような判断をしたのか。

福祉部長 福祉部内で社会福祉協議会とも協議して今後の方針を決定した。委員がおっしゃるとおり利用者目線で施策を考え、判断することは必要である。高齢者向けのサービスを実施する必要はないと判断したのは、市内の民間のデイサービスの利用率が66パーセントであり、ほぼ要求に応えられるだけの供給があるからである。また、障がい者向けのサービスは利用者が増え、高い水準のサービスが求められており、行政が責任を持ってやらなければならないこと、障がい者の日中一時支援事業も引き続き必要であることから、今後は障がい者福祉施設としてサービスを提供していくことを、福祉課と障がい者自立支援協議会の中で検討している。社会福祉協議会そのものも転換期であり、性格を変える時期であると考えている。現在は社会福祉協議会が高齢者向けの事業をやらなくても、民間のデイサービスが広範囲に用意されている。社会福祉協議会にしかできない障がい者の相談支援センター等のような事業

に主軸を移させていきたいのが市の方針である。

大島委員      デイサービスセンターさつきは地域密着型通所介護であり、住み慣れた地域で介護を受けることができる施設である。地域密着型は今後どうなっていくのか。

次長（福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当）

地域密着型は平成 18 年度にできた制度であるが、平成 28 年度から定員 18 人以下の小規模通所介護は地域密着型通所介護に強制的に移行している。もともと市内のデイサービスが飽和状態である中で、強制的に地域密着型になった事業所は、廃止や通常規模への移行等の動きがあった。市が指定しているデイサービスセンターさつきに関しても、面積は広いが、通常規模へ移行することが難しいことや、市内のデイサービスが飽和状態であることから撤退することになった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

大島委員      日中一時支援事業の登録者が 25 人いるが、社会福祉協議会のデイサービスがなくなった後、どこに引き継がれるのか未定ということであった。また、職員の今後の勤務先も担保できないということであった。社会福祉協議会の自己評価は全て A 評価であり、民間が困難すぎて受け入れられないような、はじき出されるケースも頑張っけて受け入れている。介護職員と利用者との関係が良好であるから 8 割という入所率であったと思う。賛成すると、利用者の視点や職員の職場をなくしてしまうという観点から反対する。

賛成討論

佐野委員      従来から事業所が相談業務を担うことに異を唱えていた立場から、社会福祉協議会がデイサービスをやめる方針であることは賛成である。現状の福祉作業所のエリアでは運営が困難であることが推し量られるため、指定管理エリアが広がることで福祉作業所がさらにブラッシュアップされることを期待して賛成する。最後に、社会福祉協議会には利用者と社会福祉協議会の職員の円滑な移行に努めてもらうことを要望して賛成とする。

### 反対討論

林委員

指定管理1年で閉鎖するという理由として、民間の利用率が66パーセントということを挙げられたが、指定管理者選定委員会の中でも受入れ先に対する懸念の声があった。本市ではまちづくり協議会が西に続いて市が洞も設立されたが、制度の狭間にいる方への支援はまだできておらず、制度につながっていない方はまだまだたくさんいる。公的な介護施設は民間の働く方の基準でもあり利用する方の質の基準でもある。障がい者向けのサービスの需要が高く、必要があることには賛同するが、制度につながっていない方がたくさんいる状況の中で1年で閉鎖することは賛成できない。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

<午後2時34分 休憩>

<午後2時40分 再開>

### 議案第76号 市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について

子育て支援課長 議案第76号について説明

大島委員 公募しなかった理由は何か。

子育て支援課長 事業者が行った自己評価、市が指定管理の評価要領に基づき実施した事業評価、認可権者である愛知県が毎年実施する指導監査、愛知県の評価基準に基づき評価資格を持つ事業者が実施する第三者評価の4つの視点により評価を実施した。第三者評価ではいくつか指摘もあったが、総合的には特段保育の運営に重大な支障をきたすという指摘はなかった。株式会社ポピンズは、平成26年度から時間をかけて保護者との関係、地域との連携を蓄積しているという実績もある。子どもに寄り添った保育を行う点では、できる限り同じ事業主体が継続的に安定した保

育を実施することが好ましいと考え、任意継続とした。

大島委員 前回の指定管理者選定委員会では2事業者の点数が83.1点と81点であった。今回は76.35点であり全ての項目で低くなっている。この評価結果をどう考えているか。

子育て支援課長 前は事業実施前の評価であり、今回は5年目を迎えての評価であるため、単純に点数のみで比較することはできない。評価の中で、人員の配置・確保・育成と管理業務遂行能力は前回よりも約3点低くなっているため、市としても課題と捉えている。特に職員の処遇面では、働きやすい環境と処遇を担保していくために、民間の保育園の給付制度を参考に、毎年指定管理者と協議して指定管理料の設定をしていきたい。人材育成の面では、市でもさまざまな保育士研修を行っているため、声かけをして共に地域の必要な社会資源として保育士の能力向上に取り組んでいきたい。

大島委員 増額の申出があるようだが、児童館事業の活動強化なのか保育園事業の強化の申出なのか。いくらの増額を要求しているのか。

子育て支援課長 議決後に金額の協議をしていく。この5年間では平成27年度に新制度となり保育時間の捉え方が大きく変わったことで指定管理料を約200万円増額している。民間の給付制度との格差があるため、適正な価格をしっかりと見極めて、年度毎に見直す必要があると考えている。今後は、給付の状況や公立保育園6園の状況を総合的に勘案して、事業者と十分に協議して決定していきたい。

大島委員 一時保育や延長保育は独自の事業であるが、どのくらいの収入なのか。

保育係長 合算で約400万円である。

大島委員 5万円を超える施設修繕は市の負担であるが、どのようなものがあつたか。

子育て支援課長 例えば、平成26年度には各保育室に加湿器を設置、平成27年度には折りたたみ式講演台、絵本一式、平成28年度には園庭の土止め補修工事、平成29年度には屋外シャワー水洗修繕を行っている。児童館に関しては平成28年度に図書室や事務室の床やクッション等の汚れの除去と修繕をしている。

林委員 定員133人を一時的に超えていた期間及び超過していた人数

はどのようなか。

子育て支援課長 平成 30 年 9 月末時点で 136 人であり、この状況は年度末まで続くと考えている。

林委員 指定管理者選定委員会では収支相償について質疑があったが、中長期的に収支が均衡することが確認されなくても問題ないのか。

子育て支援課長 特に市の条例では収支を合わせなければならないとはなっていないため、これをもって何かに違反することはない。

大島委員 株式会社ポピンズの定款には保育事業の他にどのような事業が記載されているか。

課長補佐 女性管理者を対象とした講習・研修をする団体の委託業務、通訳・翻訳及び出版・販売、医療品・医療雑貨等の販売、託児所・保育所の経営、老人高齢者の介護、広告代理店等の 28 項目が記載されている。

大島委員 来年度から市が洞児童館の多目的室で児童クラブを行うとのことであるが、多目的室の面積はどのくらいで、定員は何人の予定か。

課長補佐 面積は 46.23 平方メートルである。定員は決定していないが、市の条例を基に面積を 1.65 で割ると 28 人となる。

大島委員 市が児童クラブを運営するのか。

子育て支援課長 児童クラブは今回の任意指定に含まれる。ただし実際の申込み状況を見て、1 か所で受け入れられるのか、第 2 児童クラブが必要なのかを判断していく。第 2 児童クラブが必要となった場合、指定管理料の中に費用を含めていくことになる。入退所の事務は市が担う。

大島委員 障がい児の受入れ数はどのよう、加配額はいくらか。他の認可保育園での障がい児の受入れ状況はどのようか。

保育係長 合計 6 人であり、内訳は 5 歳児 4 人、4 歳児 2 人である。市全体の加配保育の児童は 51 人で、内訳は 5 歳児 17 人、4 歳児 18 人、3 歳児 16 人である。指定管理料には加配対応保育士分として 1 人分の人件費が含まれている。

伊藤委員 公設公営、公設民営、民営保育園があるが、市の今後の方針はどのようか。

子育て支援課長 平成 24 年度までは公立保育園 6 園で約 800 人を受け入れていた。現在は、行政が全てを担うのではなく、民間力を生かして

いくために国全体の流れとして民間の参入が緩和されている。本市としても民間の独自性や理念を生かしながら、公立、民間を総合的に見て、貴重な社会資源としてバランスを取っていきたいと考える。

伊藤委員 公設公営保育園は今後も公営として運営していくのか。

子育て支援課長 現在老朽化している保育園を順次改築している状況である。平成 28 年度に長湫北保育園を移転、平成 31 年度に上郷保育園を第 1 期工事として整備していく予定であり、公設公営を担保していく。長湫東保育園は平成 25 年度に整備方針のあり方に関する方針の中で、運営を含めて検討していくという記述があったと理解している。今後の保育行政の戦略のあり方の中で総合的に検討していきたい。

大島委員 指定管理者選定委員会での採点が 6.75 点下がったのは、運営会社に問題があるのではないか。園長先生が毎日出勤しているか等、市はどこまで指導、監督できるのか。

子育て支援課長 子育て支援課に 4 年在職しているが、園長先生とは 10 回以上会っている。指定管理者選定委員会での採点は、事業実施前の評価と 5 年間事業を実施した評価であるため数字だけで比較することは難しい。評価で指摘があった点は、P D C A サイクルで改善していけるように市もチェック体制を構築していきたいと考える。

大島委員 事故が起きた場合の責任はどこが負うのか。

子育て支援課長 市が責任を負うことになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

## 所管事務調査

### 上郷保育園等の複合施設について

#### 1 進捗状況について

子育て支援課長 (1) 設計者選定

平成 30 年 4 月 13 日、委託候補者選定委員会第 1 次審査にて 10 者から 4 者に選定。

平成 30 年 4 月 23 日、委託候補者選定委員会第 2 次審査にて 4 者から 1 者に選定。

平成 30 年 4 月 27 日、結果通知、委託業者決定。

平成 30 年 6 月 4 日、上郷保育園等移転新築工事基本実施設計業務委託締結。

請負者：樽建築設計室有限会社

履行期間：平成 30 年 6 月 5 日から平成 31 年 3 月 28 日まで

(2) 基本設計

平成 30 年 6 月 5 日から平成 30 年 12 月末まで、施設を使用する関係者から意見聴取を行いながら、市民ワークショップ 3 回、基本設計フォーラム 1 回開催。

(3) 用地取得

平成 30 年 5 月 6 日、平成 30 年度第 1 回長久手市財産評価審査会開催。前熊前山 171、172 の購入価格決定。

平成 30 年 10 月 23 日、土地売買契約締結。前熊前山 171、172 を前熊原山 236-1、2 と交換。

(4) 物件移転補償

平成 30 年 10 月 23 日、物件移転補償契約締結。

(5) 児童発達支援センター

平成 29 年度から、障がい者自立支援協議会内の作業部会で検討を行い、「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」として取りまとめた。また、同センターを含む広義の療育支援体制については、別に作業部会を設置し継続検討中。

#### 2 今後の予定について

子育て支援課長 (1) 実施設計

平成 31 年 1 月から 5 月中旬まで、基本設計に引き続き施設を使用する関係者から意見聴取を行い、市民ワークショ

ップ等の意見を反映させながら実施設計を実施。

平成 31 年 1 月から 2 月に、第 4 回目ワークショップ予定。

時期は未定だが、実施設計案は完成後に市民ワークショップの参加者にフィードバックする予定。

さまざまな意見を反映させた計画となったことで予算見込額を超えた。計画の見直しをするため、平成 31 年 5 月中旬まで工期の変更を予定。

(2) 施工業者選定

基本設計の遅れに伴い、平成 31 年 6 月中旬入札予定。第 2 回定例会の最終日に追加議案提出の予定。

(3) 工事予定

工事は平成 31 年度に保育園（西側）と平成 32 年度に児童発達支援センターと児童館（東側）の 2 か年で予定。

### 3 ワークショップでの市民の意見について

子育て支援課長 (1) 第 1 回ワークショップ（平成 30 年 8 月 26 日）

テーマ：たのしい交流ゲーム&夢語りでキックオフ！

ア 複合施設がこんな拠点になったらいいナ！

緑が多い自然にふれあえる、いろんな人達が交流できる等

イ 私、こんなことでならお役に立てるかも？

見守り・付き添い、あいさつ・声かけ、草刈り・清掃等

ウ こんな拠点になったらいいナ！

木も人もひとつになれるゆめしせつ、たくさんの人が集まるよりどころ等

(2) 第 2 回ワークショップ（平成 30 年 9 月 17 日）

テーマ：敷地タンケン隊～過ごし方をイメージしよう！～

ア こんな使い方・過ごし方したい！

調理の様子が見られると良い、園庭ごとに違う空間をつくりたい等

イ 「しくみや人材」、「設計内容や備品」

各施設の横断的な連携を強化してほしい、各施設のみんが日常的に交流できる仕組みがあるといい等

ウ イチオシ提案ベスト 3

多世代が集える場所、敷居をつくらない、シニアとの交流等

- (3) 基本設計フォーラム（平成 30 年 10 月 14 日）  
基本設計案の紹介をして、評価・共感や質疑を行った。
- (4) 第 3 回ワークショップ（平成 30 年 12 月 9 日）  
テーマ：基本設計の変更となった箇所の説明／地域交流スペース。どう使う？どうつくる？  
ア どう使う？  
みんなが気軽に立ち寄れ地域交流ができる場所、地域の人が集える場所等  
イ どうつくる？  
土間と畳の間がほしい、人が集まるならキッチンがほしい等
- (5) 第 1 回緑化イベント（平成 30 年 11 月 25 日）  
テーマ：どんぐりを植えながら園庭を考えよう！  
上郷地区の里山の風景を生かした施設とするため、どんぐりを拾い、施設完成時にどんぐりの苗を植樹する。

佐野委員 動線の安全確保はどう考えているか。

子育て支援課長 通園バスの動線が懸念されるが、通園バスは頻繁に出入りがなく稼働時間も限定されるため、人を配置する等、児童に危険が及ばないよう対応したい。

佐野委員 駐輪場は北側にしかないが、児童館へは南側から入るのか。

子育て支援課長 南側から入る。駐輪場は児童発達支援センターと児童館（東側）の階段の隣に設ける予定である。北側の駐輪場は職員の利用を想定している。

佐野委員 北側の 2 階児童館入口は、職員の利用を想定しているのか。

子育て支援課長 主に児童クラブの出口になると想定している。車での送迎が多く、北側から出る子どもが多いのではないかと考える。

佐野委員 通園バスに対する安全対策を行えば、問題ないということによいか。

子育て支援課長 そのとおりである。

大島委員 集めた意見は設計図にどう反映されているのか。

子育て支援課長 第 2 回ワークショップにて駐車場・駐輪場、地域交流スペース、園庭、大きなクスノキ等に対してさまざまな意見をいただき反映している。

佐野委員 児童発達支援センターでさまざまな福祉サービスを提供するにあたり、各根拠法を遵守できるスペースの確保等のシミュレ

ーションをしっかりとしてほしい。また、すぎのこ教室でのメニューと児童発達支援センターでのメニューとの整合性についても配慮してほしい。

子育て支援課長 今後この場所が児童発達支援の機能の中心になると考える。市内に児童発達支援の事業所は3つあるが、現在はすぎのこ教室が児童発達支援の機能を担っている状況である。すぎのこ教室は、親子で通所しながら、今後保育園に通園するか児童発達支援センターに通所するか時間をかけて見極めていく場、児童発達支援センターは、その見極め期間を経て法定のサービスとして療育する場として、役割や機能を分担をしていきたいと考えている。

大島委員 ワークショップや基本設計フォーラムに関しても樽建築設計室有限会社が請け負っているのか。

子育て支援課長 樽建築設計室有限会社が請け負っている。契約にワークショップの運営も含まれている。

大島委員 保育園2階にプールがあり、第2回ワークショップでは「冬はプールを足湯に」との意見があるが、どう考えているか。

子育て支援課長 今すぐには結論は出せない。近隣住民への配慮も含めて、今後検討していきたい。

佐野委員 今回配付された設計図は今後整理していくのか。

子育て支援課長 設計図はほぼ完成形のものである。

川合議長 設計チーム代表が「構造は基本的には木造」、「集成材ではなく無垢の木、できれば県内産のスギ・ヒノキを使って」と言っているが問題ないか。

施設係長 国の基準に則って重要度係数1.25を満たす設計となっている。

川合議長 無垢の木やスギで大丈夫か。

施設係長 今後検討していくが、主にスギ・ヒノキを使っていく予定である。長湫北保育園はスギやマツを使用している。強度は乾燥が影響してくるため、JAS規格を満たした木材を使用する予定である。

佐野委員 想定外のことがないよう、他の工法や他の材質も検証した上で木造にしたという根拠をしっかりと説明してほしい。ランニングコストばかりかかってしまっは困る。

大島委員 北小校区共生ステーションと児童館は補助金の関係で工期が遅れた。今回は大丈夫か。

子育て支援課長 保育園、児童発達支援センター、すぎのこ教室は単費である。  
平成32年度に工事予定の児童館と児童クラブは補助金対象であるため、早めの申請ができるよう愛知県と調整していきたい。

大島委員 建物は全体で何棟になり、延べ床面積はどのようか。  
主幹 全体で2棟であり、保育園（西側）が約2,000平方メートル、児童発達支援センターと児童館（東側）が約1,500平方メートルである。

大島委員 いくらを想定しているか。

子育て支援課長 設計のプロポーザル段階では約14億円である。現在、第1期工事の設計をしている段階であり、積算はしていない。具体的な金額はまだ分からない。

大島委員 用地取得と移転費を含めていない金額か。

子育て支援課長 含めていない。

大島委員 工法やランニングコスト等を踏まえてシミュレーションしたものを議会に示してほしい。

子育て支援課長 プロポーザル実施の段階では、まだ中期財政計画が策定されていなかったため反映できていない。今後の事業計画は圧縮する予定である。実施設計の段階で必要に応じて説明の場を設けたいと考える。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後3時50分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年12月12日

教育福祉委員会委員長 山田かずひこ